替及び外国貿易法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第２項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるものに限り、「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。

22　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

23　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項第１号から第７号までに掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）